



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

基礎貫通排水管ユニット

Basis through drainpipe unit

BLS DU : 2011

2012年3月9日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビング**

目 次

優良住宅部品認定基準 基礎貫通排水管ユニット

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 排水管ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

基礎貫通排水管ユニット

I. 総則

1. 適用範囲

住宅の排水管等を基礎及びスラブ等に貫通させる部分に用いる排水管ユニットで、さや管、内管、接続部材等で構成されたものとする。

2. 用語の定義

- a) さや管 : 排水管、給水管・給湯管のガイドとなる外装管をいう。
- b) 内管 : さや管の内部に通す給水・給湯及び排水管をいう。
- c) さや管支持具 : 基礎コンクリート打設時にさや管の移動がないよう固定する部材をいう。
- d) 通管 : さや管に、給水管・給湯管、排水管などの内管を挿入又は引き抜くことをいう。
- e) 取替えパーツ : 将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- f) 消耗品 : 取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- g) メンテナンス : 製品の使用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。
当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- h) インターフェイス : 他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 構成は表－1による。

表－1 構成部品

| 構成部品名 | | 構成の別(注) | 備考 |
|--------|-------|---------|---|
| さや管 | | ● | |
| 内管 | 排水 | ● | |
| | 給水・給湯 | △ | 優良住宅部品の「配管システム」の給水・給湯管に係る要求性能を満たすものであること。 |
| 接続部材 | | ○ | 排水管継手を含む |
| さや管支持具 | | ○ | |
| 内管固定部材 | | △ | さや管と内管を固定する部材。水密パッキン、シーリング材等を含む |
| 防蟻部材 | | △ | 防蟻のために用いる部材等 |

注) 構成部品の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) さや管の基礎配筋との固定
- b) 内管、給水・給湯管の通管及び排水管との接続
- c) さや管と内管の隙間の密閉
- d) その他構成部品の取付

6. 寸法

構成部品の内管及び接続部材は、JIS規格、AS規格（塩化ビニル管・継手協会規格）等にある口径の管又は継手と接続できるものを対象とする。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 通水の確保
内管は十分な通水を確保できるものであること。
- b) 通管性
さや管は内管を通管したとき、さや管及び内管の破損、潰れ、座屈、有害な傷及び異常な変形が無いこと。
- c) さや管の密閉性
さや管と内管の隙間から雨水、シロアリ等が浸入しないこと。
- d) 内管の更新性
内管の交換に際し、さや管、基礎を傷めず容易に更新が可能であること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 満水時の耐圧性
内管、接続部材及び排水管の各接続部は、排水が管内に満水になったときに生じる水圧に対して漏水が生じないこと。
- b) さや管の剛性
さや管は、基礎への埋設時の圧力に対し十分な剛性を有していること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

人が触れるおそれのある部分は、鋭角部や突起物等がなく、怪我をしないような形状・加工状態であること。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

1.2.4 火災に対する安全性の確保

さや管は、燃えにくい材料が使用されていること。

1.3 耐久性の確保

- a) 内管、接続部材の耐薬品性
内管、接続部材は、家庭用洗剤、油等に対し十分な耐薬品性を有していること。
- b) 内管、接続部材の耐熱性
内管、接続部材は、高温水に対し十分な耐熱性を有していること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 排水管ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) さや管の機能に係る瑕疵 10年

2) 1) 以外の内管、接続部材の機能に係る瑕疵 5年

<免責事項>

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合
- 10 ガス・電気・給水の供給トラブル等に起因する不具合
- 11 給水・給湯配管の錆び等異物流入に起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意点が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

基礎貫通排水管ユニットの施工について、次の事項を記載した施工説明書等が施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（基礎貫通排水管ユニット BLS DU:2011）は、2012年3月9日から施行する。